

監 第 3 2 号
令和元年 8 月 16 日

四街道市長 佐 渡 齊 様

四街道市監査委員 勝 山 信
同 井戸川 員 三
同 高 橋 絹 子

平成 30 年度決算数値に係る健全化判断比率及び資金不足比率の
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、令和元年 8 月 6 日付け財第 147 号をもって審査に付された平成 30 年度決算数値に係る健全化判断比率及び資金不足比率について審査したので、その結果及び意見を次のとおり提出します。

平成 30 年度

四街道市健全化判断比率審査意見書
及び四街道市資金不足比率審査意見書

四街道市監査委員

平成30年度 四街道市健全化判断比率審査意見書

1 審査の概要

財政健全化審査にあたっては、市長から提出された健全化判断比率が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令に基づいて算定され、かつ、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼とし実施した。

2 審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令の規定に基づいて算定され、かつ、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

記

単位：(%)

健全化判断比率	平成29年度	平成30年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	—	12.70
② 連結実質赤字比率	—	—	17.70
③ 実質公債費比率	3.5	3.4	25.0
④ 将来負担比率	—	—	350.0

※実質赤字額または連結実質赤字額がない場合及び将来負担比率が算定されない場合は、「—」と表示している。

平成30年度 四街道市資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

経営健全化審査にあたっては、市長から提出された資金不足比率が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令に基づいて算定され、かつ、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼とし実施した。

2 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令の規定に基づいて算定され、かつ、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

記

単位：(%)

会計名	平成29年度	平成30年度	経営健全化基準
① 水道事業	—	—	20.0
② 下水道事業	—	—	20.0

※資金不足比率が算定されない場合は、「—」と表示している。